

委第3号議案

つくば市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和8年3月25日

提出者 議会運営委員長 塩田 尚

つくば市議会委員会条例の一部を改正する条例

つくば市議会委員会条例（昭和62年つくば市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「、保健部及びこども部」を「及びこども・保健部」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

「こども部」と「保健部」が統合され、「こども・保健部」が新設されることから、福祉保健委員会の所管の部署名を変更するため、条例の改正を行うものである。

つくば市議会委員会条例（昭和62年つくば市条例第58号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条（略） （常任委員会の名称、委員の定数、所管及び委員の所属並びに議会運営委員会の委員の定数）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 福祉保健委員会 7人 福祉部及び<u>子ども・保健部</u>の所管に属する事項</p> <p>(3)―(5)（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>第3条（以下略）</p>	<p>第1条（略） （常任委員会の名称、委員の定数、所管及び委員の所属並びに議会運営委員会の委員の定数）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 福祉保健委員会 7人 福祉部、<u>保健部及び子ども部</u>の所管に属する事項</p> <p>(3)―(5)（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>第3条（以下略）</p>